

新宿区教育委員会会議録

平成21年第1回定例会

平成21年1月9日

新宿区教育委員会

平成21年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成21年1月9日(金)

開会 午後 2時01分

閉会 午後 2時35分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	木 島 富士雄	委 員	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	松 尾 厚	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	渡 部 優 子	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	瀨 田 幸 二	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
学 校 運 営 課 長	菅 波 健	副 参 事 (幼 保 連 携 ・ 子 ども 園 等 推 進 担 当)	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事 (学 校 適 正 配 置 担 当)	遠 藤 剛

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

報 告

- 1 平成20年4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行について（教育政策課長）
- 3 その他

開 会

木島委員長 明けましておめでとうございます。

どうぞ、本年もよろしく願いいたします。

それではただいまから、平成21年新宿区教育委員会第1回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、松尾委員をお願いいたします。

報告1 平成20年4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

報告2 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育
長に臨時代理を指示する件の執行について

木島委員長 それでは、本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

報告1及び報告2について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

次長、どうぞ。

次長 第4回新宿区定例会における代表質問等の答弁要旨を説明させていただきます。お手元の報告1をごらんください。

まず、1番目が自由民主党からの質問でございます。

1番、教育ビジョンについてでございます。

(1)が教育ビジョンの中にある道德教育、家庭教育の強化に関する教育委員会の考えについて、2番が教育ビジョンの課題や施策を同列にやるのか、それとも優先度をつけてやるのかという御質問でございます。

(1)の答弁でございます。

7行目ぐらいからですが、教育委員会としての考え方につきましては、各学校が他人を思いやり、命を大切にし、人権を尊重するなどの豊かな心を持った人間を育成するよう、道德教育を一層充実していきたいと。

家庭教育の強化につきましては、親や周囲の大人の愛情が必要だと、それをベースとして、自己肯定感などを確立して成長するに従って、人と人とのかかわり方や社会的な責任などを学んでいくものであるということでございます。そのためには、親自身が子どもの成長にあ

わせて親としての成長が求められているということで答えてございます。教育委員会の中では、親同士あるいは親子間相互の学びによる家庭教育支援をこれからも進めていきたいということでございます。

次に、(2)でございますけれども、ビジョンの素案では3つの柱と14の課題を掲げまして、総合的に教育行政を推進していくことになってございます。

三行目からでございますが、これは明確な順位づけにより並べているものではございません。その上であえて優先的に取り組む課題を挙げるとすれば、「確かな学力の向上」と「豊かな心と健やかな体づくり」、これは課題2でございますけれども、そういうもの。それから、さらに課題6のところの「地域との連携による教育」と、こういうところが重点ではないでしょうかということで、答えさせていただいております。

次に、2ページ目でございます。

公明党でございます。これもビジョンのことでございますが、1番で新宿区教育ビジョンについてでございます。

(1)で、教育ビジョン(素案)が作成されたプロセスについての御質問、それは2つございまして、いつごろ着手し、どのような体制で検討されてきたのか。

2つ目が区民への説明は十分できたのか、パブリック・コメントの状況をどのように反映させていくのかという御質問です。

(2)が教育が目指す子ども像をつくり上げていく底流に、読書が存在することが重要、読書を新宿の教育の重点の一つにするよう検討をという御質問でございます。

3番目が取り組みの方向の第一に「区立学校として義務教育で身につけるべき基礎学力を保証します」と明記することにつきましては、高く評価しますと。現状と今後の取り組みについて、どのようなことを考えているのかという御質問でございます。

答弁でございますけれども、(1)の でございます。

昨年度末に事務局に、事務局管理職と幼稚園長、小・中学校長で構成する検討会議を設置しました。検討過程の中では有識者との懇談を2回、幼・小・中のPTA代表、学校評議員、スクール・コーディネーターとの教育懇談会を3回実施するなど、行いました。また、各学校長とか副校長会、教頭会並びに教務主任会等々に「新宿区の目指す子ども像」や「今後の区立学校のあるべき姿」などについてアンケートを実施しまして、学校現場の意見を踏まえまして、検討作業を進めてきました。

その先でございますけど、教育委員会ではこの検討会議からのビジョンの骨子を踏まえま

して、教育委員会定例会、臨時会及び教育委員会協議会で審議を重ね、10月2日の教育委員会の定例会でビジョンの素案を決定したところですよという答弁をしております。

次に、でございますけども、今後は成案を策定するに当たりまして、パブリック・コメントで寄せられた御意見とか、その具体的な提案等を極力反映させていきたいと。また、それぞれの各説明会をやってございますけども、そこでいただいた御意見についても明らかにして、区民の意見を十分に反映できるように努めていくということで、答弁させていただいております。

次に、(2)でございます。3ページにいきます。

教育委員会はスクールスタッフ、ボランティアの活用によりまして、学校図書館教育を充実させるとともに、各学校で取り組んだ読書感想文を文集として発行するなどしてございます。今後も読書については新宿の教育の重点の一つとして、環境を整備したり朝読書とか各教科での調べ学習などをやって、読書活動が充実するように支援していきたいという答弁でございます。

次に、(3)でございますけども、現在各学校では児童・生徒の基礎学力を身につけさせるために、教員に加えて教育ボランティアや地域の方々などに協力していただき、放課後や土曜日、長期休業期間などにさまざまな方法で補習を行っております。しかしながら、それには限度がございますので、補習教材も含めて、人的・予算的なサポートの必要性があると認識しています。教育委員会としては、現在各学校で行われている放課後等での補習体制を一層充実させるために、必要な支援体制づくりについて取り組んでいくと、今後検討していきますよという答弁をさせていただいております。

次に、2番目でございます。大きな2番で、裁判員制度と法教育の充実についてでございます。

これは3つに分かれていまして、(1)が法教育の重要性をどのように認識しているか、(2)が裁判員制度や法教育を推進するため、教員研修をどのように実施してきたか、(3)が今後法教育を学校教育の中でどのように進めるのかという御質問でございます。

(1)でございますけども、法教育とはという形で事実を公正に認識し、問題を多面的に見る力や自分の意見を明確に述べ、他人の主張を公平に理解しようとする態度や能力を育成することを目指しているということでございます。

教育委員会としては、最後のほうですが、個人の尊厳、自由、公正等、法の基礎にある理念や原則を学ぶ法教育を推進することが重要であると考えているという答弁をさせていただ

いています。

次に、（２）でございますが、昨年度は弁護士を講師に招かせていただいて、ルールづくりの模擬授業を教員が体験したり、弁護士会による実践授業を教員が参観したりすることで、法教育の指導方法を学びました。また、今年度につきましては、裁判の傍聴とか裁判員制度と法教育についての４つの講座を設定しまして、合わせて695名の教員が受講してございます。

４ページでございますけども、（３）の答弁になります。

小学校における法教育につきましては、体験的な活動等を通して、社会の一員として必要な資質の基礎を身につけさせ、日常生活や遊びの中からルールをつくる実践とか、相手の立場で考え、行動することを学ぶことが重要であるというふうに思っております。中学校のほうでは、一方、法が単に規制のためのものではなく、国民生活をより豊かにするものであることや、多様な人々が共生するための相互尊重のルールであることなどを理解させる必要があるということで、答弁させていただいております。

次に、日本共産党の質問でございます。

１番目が子育て支援についてでございます。

これは２点ございまして、新宿区奨学金の連帯保証人は父母以外の連帯保証人を立てるという条件があるが、改善すべきであると。要するに、父母が保証人でも借りられるようにすべきだということでございます。

次に、がまた、募集期間内に定員に満たない場合、随時募集すべきであるという御質問でございます。

の答弁でございますけども、連帯保証人につきましては、今後、より利用しやすい制度とすべく条件についても検討していきたいということで、答弁させていただいております。

でございますけれども、２行目からです。

奨学生の決定に当たりましては、選考審査会において貸付希望者全員を対象として、成績とか経済状況とかを総合的に審査して順位をつけて選考することになっております。こういう制度の仕組みの中で、今後募集方法についても御質問の趣旨に添って検討していくということで答えてございます。

次は、５ページでございます。

２番目で、新宿区教育ビジョンについての御質問でございます。（１）から（７）まででございます。

小・中学校とも私立への進学率が高く、区立学校では外国籍など日本語が十分話せない子どもがふえている実態だと、そうした新宿区の現状を直視した分析を行い、その上でそれらを解決する方策をビジョンで示すべきである。

2番目が憲法をビジョンに位置づけるべきである。子どもの権利条約についても追求することを明記すべきだと。

3番目が人事権の移譲と少人数学級の実現を国や都に要望しながら、新宿区教育委員会として少人数学級に一步でも踏み出すことをビジョンに示すべきではないかと。

4番目がこのまま学校選択制を続けるのか、学校選択制を議論する場を設けるべきではないのか。地域で活動している人の意見を聞いて、検証を行うべきではないか。学校選択制をテーマとした教育懇談会を開くべきではないかと、この選択制についての御質問です。

5番目については、学校適正配置についてでございます。

2つございまして、統廃合を推進する前に児童数の格差是正に対して学区域、選択制の見直しを行い、校舎建設費用を教員増員やソフト面の改善に充てるべきという声にどうこたえるかと。

が懇談会の意見は参考として聞くが、あくまでも区教委が決めるのではなく、区民の意見が区教委の考え方と違ったとしても、それを尊重するという姿勢に変えるべきではないかと。

(6)が教育ビジョンでも積極的に教育施設の資源を活用した子育て支援を位置づけるべきと考えるがどうかと。

(7)が素案を最終決定する前に、もう一度区民や関係者が意見を言える場をつくるべきではないかと、こういう御質問でございます。

次に、答弁でございます。

(1)につきましては、14の課題ごとに新宿区のデータを中心に現状と課題を整理して、取り組みの方向と基本施策を明らかにしてございますので、具体的な取り組みについては可能な限り数値目標を掲げ、実効性のある計画として示していきたいということで、答弁させていただきます。

(2)でございますけど、3行目からです。

教育基本法に基づく教育振興基本計画である教育ビジョンも当然に憲法の精神にのっとって策定する必要があり、教育ビジョンに掲げる教育目標には、人間尊重の精神だとか、自他の生命の尊重等、憲法の精神が十分生かされているものと考えておりますということで、答

弁しました。

次に、教育目標の中では子どもたちが自立した区民として成長することを願い、みずから主体的に生きる力をはぐくむ教育を目指しており、その精神は既に組み込まれているものと考えている。子どもの権利条約についても取り組まれていますよということで答弁させていただきます。

次に、(3)でございますが、新宿区が少人数学級を実現するには、さまざまな課題がある。その中でも大きいのは、教員の増員が必要だということでございます。それについては、引き続き国及び東京都教育委員会に対して人事権の移譲を強く要望していきたいということで答弁しています。

次に、(4)でございます。

6ページでございますが、ずっと飛びまして、学校選択制の必要性については、何よりも当事者である保護者の意見を尊重すべき。今後もアンケート等を通じて、学校選択制度の適切な運営を図っていきたいという答弁でございます。

次に、(5)でございますが、新宿区においては児童数の減少傾向がある中で、比較的校数が多いこともあり、小規模校がふえる傾向にあります。よりよい教育環境を実現するために、一定の集団規模や複数学級を確保することが必要であると考えているということの見解を出してございます。今後も平成4年7月の答申を踏まえまして、懇談会の意見を参考にしながら、子どもたちのよりよい教育環境の実現を図っていきたいと考えていくということでございます。

でございます。

新宿区の学校適正配置につきましては、あり方についての答申に基づきまして、取り組みを行っているところでございます。牛込地区学校適正配置に関する懇談会においてまとめられた意見書でも、複数学級を望む声が大勢を占めてございます。懇談会で出されたこれらの意見を参考にしながら、牛込地区の学校適正配置に取り組んでいくという答弁でございます。

(6)でございますけども、学校は本来、児童・生徒が学ぶ施設でありながらも、学校運営に支障のない範囲で子育て支援というトータルな観点から、施設を有効に活用していくことは重要なことだと考えてございます。これまでもさまざまな休園、休学級、幼稚園等を使いながらやってきたと。今後も区長部局と連携して、地域ごとに子育て支援の状況とか、学校施設の需要を総合的に勘案しながら、教育施設の資源の活用を適切に行っていきたいということでございます。

(7)でございます。これは公明党の答弁と同じでございますので、省略させていただきます。

次の7ページでございます。民主党の質問でございます。

1番目が日本語を母語としない子どもたちへの学習支援について、その中で3つございます。

(1)が日本語を母語としない子どもたちへの学習支援の回数や場所を拡充してはどうかと。

(2)が外国籍不就学児童数を把握するため調査をし、保護者に働きかける必要があるのではないかと。

(3)で、夜間中学にも就労援助が適用されるようになったことをどのように周知されているのかということの質問でございます。

(1)の答弁でございます。

3行目からでございますが、これまで外国から転入学してきた幼児・児童・生徒を対象にしまして、適応支援と日本語の初期指導を行ってまいりました。本年度に入りましてから、NPOのシニアボランティア経験を活かす会との協働事業によりまして、2校で個別の教科学習支援の取り組みを行って、一定の成果を上げているところでございます。

後ろから3行目でございますが、この個別の学習支援の取り組みを全区立学校で実施できるように拡充するために、区長部局と連携しながら、本年度協働事業を行ってきたNPOを含む学習ボランティア体制を構築して、日本語習得から放課後個別に行う教科学習のサポートまでの連続した支援を検討していくということで答えてございます。

(2)でございます。

外国籍児童の就学につきましては、日本国籍の児童と異なりまして、就学義務がございません。そのために、区立学校に入学を希望する際は申請をしていただく必要がございます。小学校については、外国人登録をしている学齢の全員児童の保護者に、中学校については区立や私立小学校在籍児童の保護者に対して、学校案内冊子等をお渡しして就学の御案内をしているところでございます。ホームページとか「くらしのガイド」等でも手続の御案内をしております。一方、不就学児童の把握につきましては、外国籍児童につきましてはインターナショナルスクールなどの各種学校に就学している方も多くて、通学状況が多様であるなどから、把握は困難でございます。

(3)でございます。

就学援助につきましては、夜間中学に通う20歳未満の生徒の保護者も対象としてございます。新宿区在住で夜間中学に通学されている方は現在2校に10名いらっしゃいます。この2つの所属している夜間中学には申請書等を送付してございますが、今後はホームページ等もよりわかりやすいように検討していくということで答えてございます。

次は、交通安全対策についてでございます。

子どもたちに交通事故の悲惨さを十分伝えるためには映像等の画像を用いる等、鮮明に記憶にとどまるよう、もう少し踏み込んだ指導も必要ではないか。命のとうとさをしっかりと指導する教育にもっと時間とお金をかけてはいかがかということでございます。

最後のほうでございますが、教育委員会としましては、映像の活用や体験活動の工夫など、幼児・児童・生徒が命のとうとさを実感できる交通安全教育をさらに進めていくとともに、各学校の安全教育に関する年間指導計画やその実践の充実に向けた指導の徹底を図っていきたいということで、答弁させていただいております。

次は9ページでございます。新宿区議会無所属クラブでございます。

「市谷の森」の創出についてという質問でございます。

これは市谷加賀町に5万4,000平米という膨大な敷地を持つ民間会社が建てかえに当たり、1万6,000平米の市谷の森を創設する計画と聞いている。区がこの計画に積極的にかかわっていくべきと考える。牛込第三中学について、すぐそばにあるんですが、校庭の芝生化や空中緑化、緑のカーテンなどの市谷の森計画と連動するような形でしたらどうかということの御質問でございます。

答弁でございますけども、牛込第三中学校の校庭につきましては、中学の校庭でございますので、学校の授業とか行事や部活動でのさまざまなスポーツの利用だけでなく、夜間を含む学校開放事業で野球、サッカー等の利用も多いことからダスト舗装が最適でありまして、現在のところ天然芝生の導入は考えてございません。天然芝生はある程度養生期間がございますので、その間何もできないとなると支障を来すということでございます。そのかわり、緑のカーテンの拡充だとか、中庭の植栽とか、新しく建設された特別教室棟の壁面の緑化等、緑の拡充にもっと力を入れていくという答弁でございます。

次は、食料自給率向上についての御質問でございます。

食料自給率について学ぶ機会は、社会科の授業が主なものであるということであった。食べ物やその生産過程、また生命の大切さを子どもたちに具体的な形で伝えていくことは重要なことである。まずは自国の食文化について徹底的に教えることが大切だと考える。また、

日本人にとって主食であるお米がどのような過程で育ち、御飯として目の前に出てくるかを学ぶことも大切、小さくてもよいので、各学校に学校水田を持ち、農作業体験することなど、伊那市などの協力ですべての児童に農作業の体験をさせてもらう機会を設けることを提案しますという御質問でございます。

答弁でございますけれども、稲作づくりにつきましては、校庭や屋上の水田を利用したり、バケツ等を効果的に活用したりして多くの学校で今現在行っております。今後も各学校が水田をつくるに当たっては支援し、稲づくり等の体験活動が行われるように推進していきたいという答弁です。

それから、農作業体験の提案につきましては、中学校でございますが、1年生の女神湖の移動教室において11校中9校で田植え等の体験学習を行っています。小学校では夏季施設において伊那市での林業体験を行っている学校もございます。10ページでございますが、今後とも体験学習の充実に努めていきたいという答弁でございます。

次は、社会新宿区議会議員団の質問でございます。

まず、1つ目が教育ビジョンの基本的な考え方と学校選択制の再検討についての御質問でございます。

2つございます。

(1)が、教育目標について、区教育委員会としての基本的な理念について何かと、(2)が学校選択制はメリットもデメリットもある。メリット面を評価しながらも、地域との結びつきが次第に希薄になる危険性があるという面にも着目して、こうした点を将来にわたって克服するために、この制度については現時点に立って再検討することが必要ではないかということでございます。

答弁でございます。

(1)でございますが、3行目からです。

知徳体の調和がとれ、郷土を愛し、国際感覚を備え、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間として成長し、公共の精神をたっとび、社会の形成に主体的に参画する区民を育成する教育を進めていきたいと考えていると、このような教育理念のもとに、教育目標を定めたという答弁でございます。

(2)でございますけれども、一部の学校に希望が集中するなどの課題もございますけれども、今後もアンケート等により、学校選択制度の適切な運営を図っていくが、再検討を行うことは考えていないということで、御答弁させていただいております。

次は最後11ページでございます。新宿区の教育と教員配置についての御質問です。

毎年、小学校長会から、これは中学校長会、同じですけれども、教育予算要望書が教育委員会に届きます。それについての教育委員会の考え方と今後の対応についての御質問でございます。

答弁でございますけれども、非常勤の区費講師、今何名かいますけれども、各学校1名のほかに実態に応じて配置しているところでございます。この区費講師の有効活用につきましては、すぐれた活用例を示す等の指導をして、今まで改善が図られてきていますけれども、今後も継続して指導していきたいということの答弁でございます。

次に、スクールスタッフ新宿については、継続して予算化してございます。教育活動の充実に努めていますけれども、しかしながら全校を合計した予算執行率は90%程度でございます。それで予算をより有効かつ積極的に執行するように学校に働きかけるとともに、学校が求める人材の確保ができるよう、スクール・コーディネーター連絡会の活用とか、区長部局との連携によりまして、人材の発掘に取り組んでいるところでございます。

それと、研究・研修の充実ににつきましては、教科等研修会を実施するとともに、教員の自主的研修組織に継続して補助金を出すなどして、教員の授業力向上に努めていきたい。また、加配教員の増員配置につきましては、都に引き続き要望していきたいということでございます。

平成21年度教育予算要望についてでございますけれども、今年度同様に取り組んでいるところでございます。

最後の3行目ですけれども、今後も校長会等の要望を受けとめまして、教育予算への反映に努めるとともに、校内での人材の有効活用の推進と人材確保の充実に図り、一人一人の児童・生徒の確かな学力の育成に取り組んでいくということで答弁してございます。

以上でございます。

木島委員長 教育政策課長。

教育政策課長 引き続きまして、報告の2の説明をさせていただきます。

報告2につきましては、新宿区教育委員会の権限に属する事務について、新宿区教育委員会の教育長に臨時代理を指示する件の執行ということでございます。

昨年の12月8日に平成20年教育委員会第11回の臨時会で議決をさせていただいた案件でございます。この指示の件につきまして、今回はその執行の状況についての報告をするものでございます。臨時代理に関する規則にのっとりまして、報告をさせていただきます。

その内容については、下記のとおりでございます。

まず、1番目でございますが、臨時代理の指示を受けた内容としましては、1枚別紙をつけてございますが、幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則というものをそのもとになった給与の条例の改正との関係で、12月30日いっぱいまでに制定することということが指示の内容でございました。これには条件がございまして、第4回定例会の中で提案されている条例、この一部改正条例が原案どおり可決、制定され、また公布されるという条件がついていたところでございます。

それに対しまして、臨時代理の行った内容ですが、その条件がそのまま最終日でございます12月8日に原案どおり可決し、成就しましたので、この規則の改正をさせていただいて制定したということでございます。

臨時代理を行った日は、平成20年12月9日ということでございます。

別紙に規則の第54号で、今申し上げました条例の改正に基づく規則ということで、幼稚園教育職員の地域手当を100分の14.5から100分の16に改めるということで、ことしの1月1日から施行するという内容でございます。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。

報告1について、御質疑のある方はどうぞ。

どうぞ、羽原委員。

羽原委員 定例会の答弁の4ページの奨学資金の申し込み状況、募集人員を下回っていると、今どんな状況ですか。というのは、確かにここの数が減っているという理由でわかるんですが、雇用状況の悪化とか、多分2009年問題の3月末、製造業からの契約切れ、こういうのがあると、当然ふえてくる可能性があると思うんですね。

そうすると、これはもしこういう制度があるということを知らない、その周知徹底の方法が十分なされた上で、なおかつ満たさないのかどうか、その辺マンネリ的にやっているとか活用されない、もったいない事態と、ちょっとそういう印象なものですから、教えてください。

木島委員長 教育政策課長。

教育政策課長 今、御指摘いただきました奨学資金の関係でございます。

これにつきましては、今年度、平成20年度と平成19年度を比較して募集人員は下回っていたという回答をしているところです。

これのまず前提になりましたのは、新宿の場合にはたしか昭和44年か45年のあたりからス

スタートしている奨学資金、区でやっているものがございます。それ以外にも東京都、その他いろいろございます。

一つは、その前提になります条件がほかの奨学資金を受けていないというのが実は前提になっているものですから、今御指摘いただいたように、経済状況の差がある中で、こういった対象の母数はふえているだろうということは、私どもも理解しているところです。ただし、いろいろなその状況の中で所得制限を設け、またその他の奨学資金の制度を受けていないという前提の中で、どの制度を使うのがその家庭にとっての一番いい選択なのかというところを多分世帯のほうでも判断された上で、私どもの奨学資金のほうへの申し込みをされているような状況がございます。

この点については、2番目のところでも御指摘あったように、定員に満たないような場合については、予算の枠があるわけということですので、これは1回ということではなしに、全体的にその奨学者を決める決定の過程の中では、その年度の所得の状況については判断する必要がございますので、十分そこには配慮しながらも、その回数の複数回の対応も含めて検討したいということございまして、周知そのものはしっかりとやらせていただいているつもりでございますが、問い合わせもいろいろございます。そんな中で、制度の持つ一定の制約のある中でも、積極的に私どものこの制度については充実する方向で努力したいというふうに思っております。

木島委員長 よろしいですか。

どうぞ、羽原委員。

羽原委員 ちなみに、どのくらいの下回り方ですか。

教育政策課長 申しわけございません。ちょっと今数字を持ってないんですが、たしか全体の募集枠が20くらいだと思うんです。その中で、たしか平成19年度が14強だと思います。それがたしか8くらいになっていたと思いますので、若干下回ったという形でございます。

木島委員長 よろしいですか。

ほかに。

はい、どうぞ。

白井委員 質問じゃなく感想でもよろしいですか。

木島委員長 白井委員、どうぞ。

白井委員 公明党の質問の中に法教育というのを質問していただいている、議会の中でこういう法教育ということが質問が来てくださったということについては、大変うれしく思っ

いますし、答弁でも一応新宿教育委員会としても、ここ2年ぐらい法教育を学校現場で実践しているという形で報告されているんですね。

4ページに答弁で書いてくださっているように、小学校における法教育ということも念頭にあるということで書いてくれているんですけど、昨年度、私は豊島区の小学校と埼玉県の小学校で5年生と6年生の法教育授業というのをちょっとやってみて、かなり小学生でも意識が高く、それと小学校の段階でも法教育の必要性というのを改めて感じたんですね。

ですので、教育指導課長にはぜひ来年度の新宿教育委員会の法教育として、小学校における法教育の実践というのをひとつ考えていただいて、中学校においては今度はやはり教師の方が実践していくというような、また1段階レベルアップした形で考えていただけたらと思います。

木島委員長 そういうことに対する答弁ございますか。

教育指導課長。

教育指導課長 ありがとうございます。

今回のこの答弁のほうでも、発達段階に応じてやるべきことがあるだろうといったような、そんな趣旨でお答えはしたところでございます。今の職務代理者の御意見をいただきながら、平成21年度の研修等々を考えてみたいと思います。ありがとうございます。

木島委員長 ほかに。

よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告2について御質疑のある方はどうぞ。

これは報告ということでよろしいかと思えます。よろしいですね。

報告3 その他

木島委員長 ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告3、その他となっていますが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

教育政策課長 本日はございません。

木島委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

木島委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 2時35分閉会